

今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会  
報 告（案）

令和4年 月

— 目 次 —

1		
2		
3	はじめに	1
4		
5	I 本県の特別支援学校の概況	2
6	1 特別支援学校の配置、設置部科等	
7	2 幼児児童生徒数の動向	
8		
9	II 県立特別支援学校における対応について	
10	1 施設設備について	
11	現状と課題	
12	今後の方向性	
13		
14	2 校名の在り方について	
15	現状と課題	
16	今後の方向性	
17		
18	III 教員の専門性の向上について	
19	1 特別支援学校教諭免許状の取得について	
20	現状と課題	
21	今後の方向性	
22		
23	2 職員研修について	
24	現状と課題	
25	今後の方向性	
26		
27	IV 関係機関との連携について	
28	現状と課題	
29	今後の方向性	
30		
31	おわりに	
32		
33		
34	資料	
35		
36		
37		

## 1 はじめに

2  
3 平成 19 年 4 月に施行された改正「学校教育法」により、特別支援教育への転換が図ら  
4 れ、複数の障害種別に対応した教育を行うことができる特別支援学校の制度が創設されて  
5 から 15 年が経過する。各特別支援学校では、子どもたちの主体的な学びを支援するため、  
6 子どもたちの障害の状態や一人ひとりの教育的ニーズに合わせて指導内容や方法を工夫  
7 しながら、自立や社会参加に必要な力を培うための教育に取り組んできている。また、医  
8 療や療育、福祉や労働、保護者との連携を大切にしながら、幼稚園から高等部まで、情報  
9 を引き継ぎ、一貫した切れ目ない支援が行えるよう努めている。

10 全国的な傾向でもあるが、本県においても少子化により学齢期の児童生徒の数が減少す  
11 る中、特に知的障害者を対象とする特別支援学校の在籍者数が増加している状況にある。  
12 特別支援学校のきめ細やかな指導への理解や期待の高まりと考えられ、障害のある子ども  
13 の学びの場の整備・連携強化が課題となっている。

14 このような中、令和 3 年 1 月、中央教育審議会から『「令和の日本型学校教育」の構築を  
15 目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現  
16 ～（答申）』が出され、今後の特別支援教育について取組を進めるべき観点が示された。ま  
17 た、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善  
18 する観点から、令和 3 年 9 月「特別支援学校設置基準」が新たに制定された。

19 このように、今後取り組むべき国の特別支援教育の方向性が示されたことを受け、県内  
20 の特別支援学校に通う子どもたちの教育環境の改善や教育の専門性の向上などの課題に  
21 ついて、県教育委員会から以下の点について意見を求められた。

### 22 (1) 香川県立特別支援学校の学びの場の現状と在り方について

23 ①在籍者数の増加に伴う教室不足、施設の狭隘化について

24 ②特別支援学校の校名について

### 25 (2) 教員の専門性の向上と教育の充実について

### 26 (3) 関係機関との連携について

27  
28  
29 検討に当たっては、これまで各特別支援学校が取り組んできた教育実践やその成果を大  
30 切にしながら、更なる特別支援教育の充実につなげることを念頭に協議を行い、各委員そ  
31 れぞれの立場から幅広い意見が出された。

32 検討の結果をまとめ、報告する。

33  
34 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会  
35 会長 武藏博文  
36  
37

## 1 I 本県の特別支援学校の概況

### 1 特別支援学校の配置、設置部科等（資料1）

本県では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校が各1校設置されている。知的障害を対象とする特別支援学校4校は、東讃、高松、中讃、西讃の各圏域に設置されており、令和5年には、小豆地域に知的障害を対象とした小・中学部の特別支援学校が開校する。また、香川大学教育学部附属特別支援学校が坂出市に設置されている。

○ 幼稚部は、盲学校、聾学校と、香川中部養護学校に設置され、早期からの発達支援に大きな役割を果たしている。特に、知的障害を対象とする特別支援学校の幼稚部は全国的にも少なく、地域の小学校や特別支援学校へのスムーズな就学のために、特色ある支援を行っている。

○ 盲学校には、高等部に保健理療科及び専攻科理療科が設置され、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」の養成課程と施設を兼ねた学校になっている。高等部卒業以降の国家資格取得や就労に関する専門的な対応のために大きな役割を果たしている。

○ 聾学校には、香川県聴覚障害者福祉センターが隣接しており、公益社団法人香川県聴覚障害者協会との連携・支援が得られやすい環境になっている。高等部理容科は、長く理容師養成の役割を担ってきたが、生徒や保護者の価値観の多様化や様々な選択肢から進路選択が可能になってきている等の理由から在籍生徒の不在が続いたため、令和3年3月をもって廃科となった。

○ 高松養護学校は肢体不自由を対象とし、かがわ総合リハビリテーションセンターに隣接し、診察や機能訓練など、在籍する子どもたちが医療機関と連携しながら学習を受けやすい環境にあり、センター内の院内学級での指導も行われている。高等部工芸科を長く設置していたが聾学校と同様の理由から、令和4年3月をもって廃科となる。

○ 善通寺養護学校は病弱を対象とし、独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センターに隣接し、病気療養を行いながら学習できる環境にあり、病棟内の院内学級での指導も行われている。また、近年は精神疾患の診断を受けた児童生徒が増えるなど、入院生や通学生のそれぞれのニーズに合わせた指導の工夫が行われている。

○ 知的障害を対象とする特別支援学校は、基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、本人の生きる力の育成や自立と社会参加に向けたキャリア教育に力を入れており、特に高等部はハローワークや関係機関との連携を図りながら、進路指導の充実を図っている。

1           また、肢体不自由や視覚障害などがある重複障害の児童生徒等に対しても、個別のニ  
2           ーズに応じて指導を行っている。

3  
4           ○ 香川東部養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校及び高松養護学校は、各地  
5           域において訪問教育を行っている。特に小豆地域には特別支援学校が設置されていない  
6           ことから、平成20年4月に分室を設置し、高松養護学校が訪問教育を含め、小豆地域に  
7           おけるセンター的役割を担っている。

8  
9           ○ 寄宿舎については、盲学校、聾学校、高松養護学校及び香川中部養護学校に設置され  
10           ており、障害の特性や発達段階に応じた生活習慣の確立と自立心を養うことにより、児  
11           童生徒の成長を促している。

## 12 13   2 幼児児童生徒数の動向（資料2，3）

14           ○ 令和3年5月1日現在の在籍者数は1,116名である。

15           平成22年度からの推移をみると、盲、聾学校は在籍数が少ない中で漸減しており、肢  
16           体不自由、病弱の特別支援学校も増減を繰り返しながら減少している。この4校全体で  
17           は約60名の減少が見られる。それに対し、知的障害を対象とする特別支援学校の在籍者  
18           数は増加し続けており、香川東部養護学校は25名、香川中部養護学校は30名、香川丸  
19           亀養護学校は61名、香川西部養護学校は22名の増加が見られ、知的障害を対象とする  
20           4校全体では約140名増加している。

21  
22           ○ 今後の特別支援学校全体の将来推計では、令和8年度から9年度にかけてピークを迎  
23           え、1,190名程度になると推計しており、その後1,170名程度で高止まりとなる予想で  
24           ある。特に、香川中部養護学校では令和10年度に児童生徒数374名、香川丸亀養護学校  
25           では令和9年度に児童生徒数273名とピークを迎えることが予想される。

26  
27           ○ 推計のもとになる児童生徒数の算出の方法については、平成26年度までは在籍者数の  
28           増減の傾向をもとに推計していたが、知的障害を対象とする特別支援学校の在籍者数の  
29           増加が急激に見られたことから、新たに外部からの小中高等部段階での進学や途中で転  
30           入してくる児童生徒数の傾向も加味した数値を加え、推計している。（資料4）

## 31 32   Ⅱ 県立特別支援学校における対応について

33  
34           本県では、特別支援教育への発展的な転換の中で、障害種別ごとの専門的な教育を維持  
35           発展させながら重複する障害への対応も行い、特別支援教育の充実を図ってきた。全国的  
36           には複数の障害を対象とした特別支援学校への再編等を図った地域もあるが、本県ではそ  
37           れぞれの特別支援学校の専門性と関係機関との連携の強さを考え、障害種に応じた幼小中

1 高の一貫した教育体制を今後も維持していくこととしている。この基本方針のもと、特別  
2 支援学校の教育環境の整備や教育の充実を考えていくことが望ましいと考える。

## 3 4 5 1 施設設備について

### 6 7 【現状と課題】

8 ○ 在籍者数は、知的障害特別支援学校4校では増加傾向にあり、教室不足や施設の狭  
9 隘化が生じている。特に香川丸亀養護学校、香川中部養護学校では大幅に増加してい  
10 ることから、これまで校舎等の増改築を行ってきたが、児童生徒数の増加が続いてい  
11 ることから、現在も教室不足の状況となっている。(資料3, 5)

12  
13 ○ 校舎の増築に加えて、特別教室の転用や普通教室の間仕切りなどの対応を行いなが  
14 ら教室不足に対応してきた。しかし、普通教室を間仕切りして、教室数を確保するに  
15 も限度がある。また、転用を免れている特別教室(音楽室や美術室等)についても、  
16 学習グループの人数が多くなることによる狭隘化が見られたり、学習グループ自体が  
17 増えることで時間割編成が困難になったりといった状況にある。(資料5)

18  
19 ○ 教室配置の自由度が制限され、例えば、香川丸亀養護学校では小学部の教室が中学  
20 部と高等部の教室の間に入るなど、小・中・高の部ごとの教室配置ができていない現  
21 状がある。学年や部のつながりを大切にした学習環境とは言えず、開校当初の豊かな  
22 心を育むための教育環境がなくなっていると言わざるを得ない。

23  
24 ○ 将来推計からも、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校は、深刻な教室不足の状況  
25 が今後も続くことが予想され、給食についても、数年後には在籍者数の増加に合わせ  
26 た給食数の提供をすることが不可能になると見込まれる。(資料5)

27  
28 ○ 職員室が狭いために教員の執務机を各教室に複数入れざるを得ないことや、教材室  
29 の確保が難しいため、教材を教室内に置かざるを得ないことなどから、教室の学習ス  
30 ペースが狭くなり、児童生徒等の活動への注意が一層必要となっている。

31 今後も児童生徒数が増えることが予想される中、安心安全に児童生徒が学習できる  
32 環境になっているとは言い難い。

33  
34 ○ 小・中学校、高校の統廃合に伴う空き校舎等の施設利用については、照会の結果、  
35 すぐに利活用できる空き校舎等の施設はなく、早期に対応することは難しい。

## 1 【今後の方向性】

- 2 ○ 学習環境の適正化を図るため、教室の間仕切りなどの対応は、早急に解消すべきで  
3 ある。また、設置基準で必ず設置することになっている図書室や、学習環境として必  
4 要である自立活動室や美術室などの特別教室を整備していく必要がある。
- 5
- 6 ○ 施設の狭隘化や教室不足について、喫緊の対応が必要となっている2校では、隣接  
7 地も含め利活用できる土地はないため、校舎棟などの高層化による増改築の対策や、  
8 学校の機能の中で、例えば給食調理施設や作業学習棟など、校外に場所を移せるよう  
9 な施設の有無の検討が求められる。また、在籍者数の増加に合わせた給食数の提供や  
10 スクールバスによる通学保障について、早期に対応を考えるべきである。
- 11
- 12 ○ 他県では既存の小・中学校・高等学校や特別支援学校の空き校舎等の利用が見られる  
13 ので、引き続き検討を続ける必要がある。また、中長期的には、既存校舎の増改築や空  
14 き校舎等の利活用だけでなく、新設校の検討も視野に入れるべきである。
- 15
- 16 ○ 早急に増改築に取り掛かっても数年は必要であるため、増改築に先行して敷地内に  
17 プレハブ工法による仮設校舎を設置するような緊急な対応が求められる。
- 18
- 19 ○ 今後も在籍者数の変化は予想されることから、毎年の推計をもとに、必要な対応を  
20 検討しながら障害種別に対応した学部ごとの専門性が発揮できる施設設備の充実を図  
21 るべきである。

## 24 2 校名の在り方について

### 25 【現状と課題】

- 26 ○ 本県の特別支援学校8校においては、主として特定の障害種別に対応した専門的な  
27 教育を積み重ねてきており、このような場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学  
28 校」の名称を用いることも可能であるとされていることから、現行の名称を用いてき  
29 ている。
- 30
- 31 ○ これまで保護者から「子どもは養い護られなくとも、支援があれば学べる。養護学校  
32 という名称を変更して欲しい」といった要望が県に寄せられており、特別支援学校長  
33 会においても、「児童生徒の個別のニーズに合わせた主体的な学びを支援する特別支援  
34 教育の考え方に合わせて、校名変更を検討する必要性がある。」との意見が出た。
- 35
- 36 ○ 盲学校や聾学校では、校名への親しみや愛着を語る卒業生の声を聞く。一方で、一般  
37 に、盲学校は「目の見えない人」が学ぶ学校であるという捉えをされる場合があり、弱

1 視等、様々な視覚障害のある方への教育が伝わりにくい面がある。聾学校についても  
2 同様に、難聴等の子どもの相談機関として認識されにくいといった実態がある。

3  
4 ○ 全国的に新設校においては「養護学校」の名称を用いているところはなく、香川県に  
5 おいても、令和5年度に小豆地域に新たに開校する知的障害特別支援学校については、  
6 「支援学校」を用いることとしている。(資料6)

7  
8 ○ 校名板や道路看板など修正が必要な物品について予算確保が課題である。

### 9 10 **【今後の方向性】**

11 ○ 本県では、今後も特定の障害種別に対応した専門的な教育を継続していくこととし  
12 ているが、制度変更から15年が経過しようとしている今、新設校の開校に合わせて、  
13 既存校の名称変更が必要と考える。順次予算的な措置を講じる。

14  
15 ○ 「養護学校」については、保護者からの要望や、一人ひとりの人権を尊重し、主体的  
16 な取組を支援するという特別支援教育の理念からも変更を求める。盲学校、聾学校に  
17 ついては、本人、保護者、卒業生の意見を十分に聞き校名変更についての理解を求め、  
18 全国的な動向も踏まえながら検討を進めることが必要である。

## 19 20 21 **Ⅲ 特別支援学校の教員の専門性の向上について**

### 22 23 **1 特別支援学校教諭免許状の取得について (資料7)**

#### 24 **【現状と課題】**

25 ○ 特別支援学校教諭免許状については障害種ごとに付与されており、特別支援学校教  
26 員の専門性を保障する観点から、勤務する特別支援学校が主として対象とする障害種  
27 別に応じた免許の保有が求められている。しかしながら特別支援学校間の異動によっ  
28 て新たな障害種に対応した免許が必要になる教員や、校種間の人事交流のため特別支  
29 援学校の免許を保有していない教員などが一定数おり、全ての教員が保有している状  
30 況とはなっていない。

31 特に、人事交流により初めて特別支援学校で勤務する教員については、特別支援教  
32 育に関する基礎的・基本的な知識や指導力を身につけることが必要である。

33  
34 ○ 県立8校における特別支援学校教諭免許状取得の現状を見ると、香川県は全国平均  
35 の84.9%を下回る79.6%であった。視覚障害や聴覚障害教育領域の免許状の保有率は  
36 全国的にも低く、香川県でも同様の現状であり、保有率の向上が課題である。



1 ○ 特別支援学校教員の採用にあたって、平成 29 年度採用試験から高等部の採用枠を設  
2 け、免許状保有者を採用できるよう工夫もされているが、高等学校との人事交流が小  
3 中学校に比べて多いこと等により、高等部における保有率は他の部と比較すると低い  
4 状況となっている。

5  
6  
7 ○ 特別支援学校教諭免許は、特別支援学校へ配置された教員にとって根幹をなすもの  
8 であるが、その取得については本人の主体性に任せられており、取得促進に向けた取  
9 組が求められる。

### 11 【今後の方向性】

12 ○ 県教育委員会では、特定の障害種別に対応した教育を行いながら、重複障害の子ど  
13 もにも適切に指導や支援を行っていく体制を継続していくことから、それぞれの教員  
14 が配属される学校の障害種別の指導の専門性と重複障害に対応する指導の専門性の向  
15 上を一層図ることが重要である。

16  
17 ○ 人事異動により、未取得の教員が配置されてはいるが、免許法認定講習を継続して  
18 実施し、免許状を取得する機会を提供していくことが求められる。特に、免許保有率  
19 が低くなっている視覚障害・聴覚障害について、講師の確保に努めて開催を継続する  
20 とともに、他県や放送大学等の開催情報を提供するなど、受講の選択肢を広げるこ  
21 とも必要である。

22  
23 ○ 特別支援教育に関する視点は全ての教員に求められることから、特別支援学校の教  
24 員に限らず、特別支援学校教諭免許状の取得しやすい環境作りに努め、専門性向上の  
25 機会とする。免許保有率向上のための方策として、講座数の確保や休日開催などの日  
26 程の検討、職免の適用などサービス上の配慮が必要である。

## 29 2 職員研修について（資料 8）

### 30 【現状と課題】

31 ○ 県教育委員会では、特別支援教育課と県教育センターが連携し、教員の経験年数  
32 に応じた基本研修や障害種別研修、タブレット端末活用研修等、資質向上に向けた  
33 研修を実施している。また、リーダー的な教員を内地留学として香川大学等に派遣  
34 し、より専門的な研修受講の機会を確保するとともに、得た見識を広く普及する研  
35 修会等を設け、全県的な特別支援教育の推進を図っている。

36  
37 ○ 今後 10 年間で専門性の高い熟練教員の多くが退職を迎えることが見込まれ、特

1 別支援学校の専門性の維持向上には、若年層への専門性の継承と特別支援教育の知  
2 識と指導力をもった教員の育成が課題である。

- 3
- 4 ○ 特別支援学校では、学校全体の教育力を高めるために時代のニーズや学校の課題  
5 から研究テーマを設定し、授業研究や校内研修を計画的に実施している。また、特別  
6 支援教育や関連領域に関する講演会等を実施し、各校の専門性を高める研修に位置  
7 付けるとともに、センター的機能の一環として地域の学校教員等への研修の機会を提  
8 供している。

9

### 10 【今後の方向性】

- 11 ○ これまでの研修テーマに加え、ICT活用指導力や医療的ケアに関する多職種連  
12 携など、新たに求められる専門性もある。特別支援教育の推進に向けた国の動向も見  
13 ながら、県教育委員会において研修体制を構築していくことが望まれる。

- 14
- 15 ○ コロナ禍により集合研修をオンライン研修で代替した経験から、集合研修だけで  
16 なく、セキュリティや個人情報の取り扱いなどに留意しながら、オンライン研修  
17 (同時双方向型、オンデマンド型)の良さを生かした研修方法も積極的に取り入れて  
18 いくことが求められる。

- 19
- 20 ○ 一方で、熟練教員の技や、特別支援学校ならではの一貫した指導・支援の実際を具  
21 体的に学ぶことができるOJTによる研修も重要である。各学校が対象とする主障  
22 害についての指導や支援について実践研究を深めながら、他の障害に関する指導や、  
23 一貫したキャリア教育について実際的な研修に努めることが必要である。

24 各学校が研修に努めていることから、県教育委員会においては、学校の意見を十分  
25 に聞きながら、研修計画を進めることが必要である。

26 なお、働き方改革も課題となっていることから、効率的かつバランスを意識した取  
27 組が求められる。

- 28
- 29 ○ 内地留学等については、今後も派遣体制を維持し、特別支援学校全体の専門性の  
30 維持向上を図ることが求められる。その際、若年層のリーダー育成を含め、計画的な  
31 受講者の選定や新たな派遣先開拓など、効果的な方策について検討が望まれる。

- 32
- 33 ○ 特別支援学校と小・中学校、高等学校間での人事交流については、特別支援教育  
34 の個に応じた指導と通常学級等における集団指導といったそれぞれの教育実践の積  
35 み重ねなどについて、相互研修の機会として活用が求められる。

#### 1 IV 関係機関との連携について（資料9）

##### 3 **【現状と課題】**

- 4 ○ 特別支援学校は、在籍する児童生徒等への指導・支援とともに、地域におけるセン  
5 ター的機能の役割を担っており、これまで特別支援学校教員等による連携訪問や巡  
6 回相談などの事業を通して、地域の学校（園）等に対し指導・支援を行っている。  
7
- 8 ○ その際、特別な支援を必要とする子どもの実態の多様化や、生活様式の変化など  
9 により、学校以外に子どもや家庭に関わる関係機関との連携が必要となるケースが  
10 増えていることから、特別支援学校のノウハウを生かした「個別の教育支援計画」等  
11 の作成と活用に関わる支援も求められている。  
12
- 13 ○ このような状況に対し、県教育委員会では、小・中学校や特別支援学校から実践推  
14 進校を指定し、関係機関との連携体制の整備の充実を目的とした実践研究を実施し  
15 てきた。特別支援学校では「個別の教育支援計画」の作成や活用のガイドとなるリー  
16 フレットの作成、児童デイサービス事業所等との情報共有や支援体制の構築につい  
17 て実践研究を行った。  
18
- 19 ○ 県は「個別の教育支援計画」の他に、保護者や本人が管理するサポートファイル  
20 「かけはし」の作成と活用を推奨しているが、関係機関の認識や理解、活用の状況は  
21 地域によって違いが見られる。  
22

##### 23 **【今後の方向性】**

- 24 ○ 医療的ケア児への支援など新たなニーズも含めて、特別な支援が必要な子どもや  
25 その保護者が、乳幼児期から学齢期を経て社会参加に至るまで、切れ目のない支援を  
26 受けられるような関係機関の連携体制構築を一層推進していくことが重要である。  
27
- 28 ○ 特別支援学校では、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」や指導要録、通知  
29 表など学校で個別に記録、活用を求められる書類が増えていることや、児童生徒数  
30 が増えていることから、関係機関との情報共有の協議のための準備や開催について  
31 調整に時間を要す場合もあるので、効率的、効果的な関係機関との連携を図っていく  
32 ことが必要である。  
33
- 34 ○ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を活用して、より効率的な情報共有  
35 と業務のために、校務支援システム等の活用も検討すべきである。また、個人情報の  
36 取り扱いや情報共有の範囲などにも配慮し、各学校の実情とも合わせて具体的に検  
37 討していくことが必要である。

1 ○ これまで活用の推進を図ってきたサポートファイル「かけはし」については、平成  
2 21年度に活用を開始してから10年以上経過しており、保護者のニーズや地域での  
3 活用の現状等に合わせ、地域や関係機関の意見も聴取しながら、記載内容につい  
4 て「合理的配慮」の項目や記入の仕方等について変更を検討すべきである。

5  
6 ○ 関係機関との連携の課題については、特別支援教育コーディネーターが参加する  
7 連携協議会等で対応策について具体的に協議を進めるなど、地域での有機的なネット  
8 ワーク作りが求められる。また、「かけはし」や「個別の教育支援計画」の活用につい  
9 て好事例の紹介や、地域での効果的な活用への還元を図ることができるよう積極的  
10 に推進していく必要がある。また、特別支援学校のセンター的機能を十分果たすため  
11 には、特別支援教育コーディネーターの専任化など人員の確保にも努めるべきであ  
12 る。

## 13 おわりに

14  
15  
16  
17 本検討委員会は、中央教育審議会答申が示されたことを踏まえ、喫緊の課題となってい  
18 る知的障害者を対象とする特別支援学校の教室不足と狭隘化への対応や教員の専門性、関  
19 係機関との連携について、今後、本県において求められる取組について検討を行った。

20  
21 現状、在籍する児童生徒数の増加や障害の多様化といった状況があるが、これは、特別支援  
22 学校がこれまで積み重ねてきた、きめ細かな教育実践に対する保護者や関係者等の期待が背景  
23 にあるものとする。

24  
25 さらに、特別支援教育は障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校に  
26 おいて実施されるものであるとの認識が深まる中、特別支援学校には、センター的役割として、  
27 地域における特別支援教育の推進が期待されている。

28  
29 特別支援学校においては、子どもたち一人ひとりの障害特性に応じた教育のさらなる専門性  
30 向上を課題とし、自らの実践力を高めていくとともに、地域の子どもたちへの指導・支援にも  
31 その力を発揮していくことが求められ、それには、豊かで充実した教育環境の整備が不可欠で  
32 あると考える。

33  
34 本検討委員会において協議された内容が、特別支援学校の教育環境の改善や教員の専門性向  
35 上の一助となるとともに、本県における特別支援教育の充実—子どもたちの自立と社会参加に  
36 向けた取組につながっていくことを切望する。